

# 坂井市立地適正化計画

令和4年（2022年）3月

坂 井 市



# 《 目 次 》

## 序章 立地適正化計画とは

---

- 序-1. 計画策定の背景と目的 ..... 1
- 序-2. 計画の位置づけと内容 ..... 2

## 第1章 関連する計画や他部局の関係施策等

---

- 1-1. 上位計画 ..... 5
- 1-2. 関連計画 ..... 8

## 第2章 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題

---

- 2-1. 都市の現状把握 ..... 13
- 2-2. 人口の将来見通しに関する分析 ..... 64
- 2-3. 現状及び将来見通しにおける都市構造上の課題 ..... 70

## 第3章 まちづくりの目標

---

- 3-1. まちづくりの方針（ターゲット） ..... 85
- 3-2. 目指すべき都市の骨格構造 ..... 87
- 3-3. 課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー） ..... 93

## 第4章 誘導区域・誘導施設等の設定

---

- 4-1. 居住誘導区域 ..... 95
- 4-2. 都市機能誘導区域 ..... 127
- 4-3. 誘導区域のまとめ ..... 137
- 4-4. 誘導施設 ..... 139

## 第5章 居住・都市機能を誘導するための施策

---

- 5-1. 居住を誘導するための施策 ..... 162
- 5-2. 都市機能を誘導するための施策 ..... 165
- 5-3. 公共交通に関する施策 ..... 167
- 5-4. その他立地適正化計画を推進するための施策 ..... 168

## 第6章 防災指針

---

- 6-1. ハザード情報等の収集・分析と災害リスクの高い地域の抽出 ..... 175
- 6-2. 防災まちづくりの将来像、取組方針の検討 ..... 213
- 6-3. 具体的な取組とスケジュール ..... 218

## 第7章 定量的な目標値等

---

- 7-1. 定量的な目標値 ..... 219
- 7-2. 期待される効果 ..... 221
- 7-3. 坂井市立地適正化計画の体系 ..... 223

## 第8章 施策の達成状況に関する評価の方法

---

- 8-1. 評価の方法 ..... 225

## 資料編

---



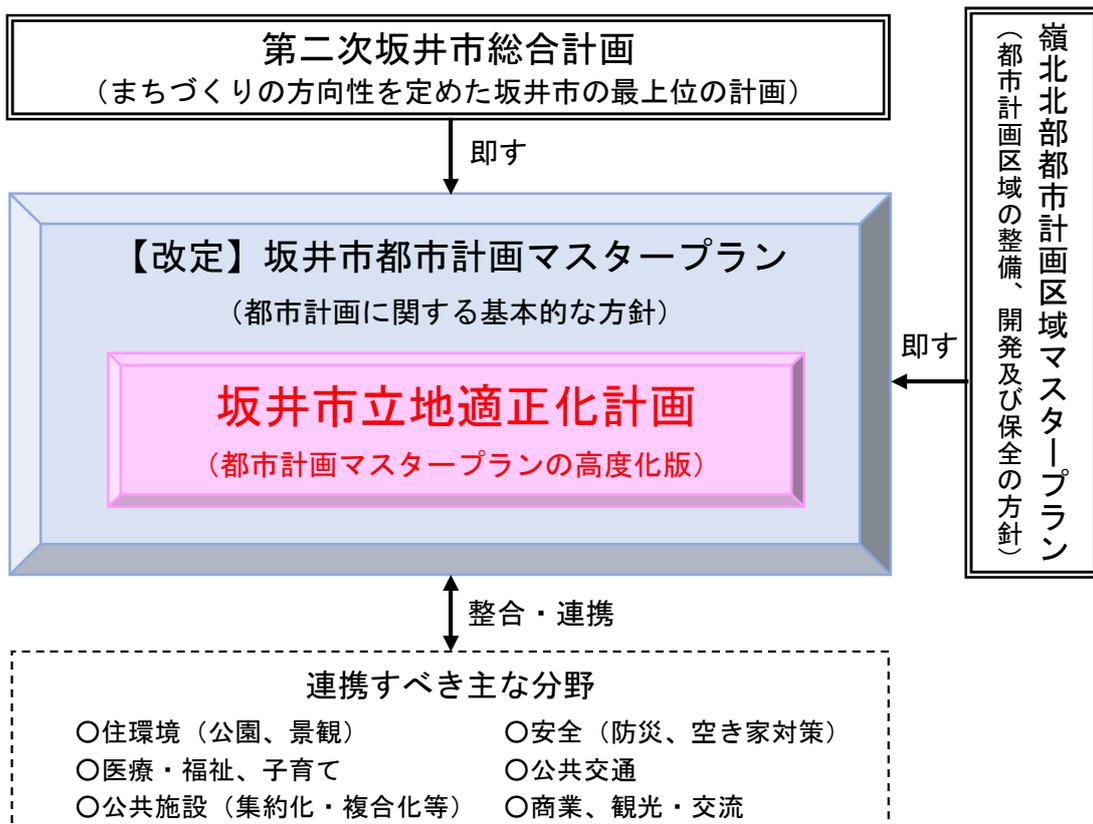
# 序章 立地適正化計画とは

## 序-1 計画策定の背景と目的

- ・坂井市は、平成 18 年（2006 年）に三国町、丸岡町、春江町、坂井町の 4 町が合併して誕生した市であり、福井県内では県庁所在地である福井市に次ぐ人口規模となっています。
- ・福井市の北に位置しており、国道 8 号や北陸自動車道・丸岡 I C、J R 北陸本線やえちぜん鉄道三国芦原線などの広域的な交通網が南北に縦断する交通利便性の高い都市です。
- ・人口は増加傾向にありましたが、平成 22 年（2010 年）には減少に転じ、令和 2 年（2020 年）には高齢化率が 28.7%に達するなど、人口減少・超高齢化が想定を上回る速度で進行しつつあります。
- ・また、居住・商業などの都市機能の郊外への流出が続いており、市街地の低密度化が進行しつつあります。
- ・こうした中、全国的な人口の急激な減少と高齢化等を背景として、平成 26 年（2014 年）8 月に「都市再生特別措置法」が改正され、居住や福祉、商業、交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えでまちづくりを進めるべく、「立地適正化計画」の策定が可能となりました。
- ・坂井市においても、今後とも人口減少や高齢化の進展が予測されるとともに、これまでに整備してきたライフライン、公共施設等の維持管理費の増大に伴う財政悪化も懸念されるため、これまで以上に持続可能な都市づくりを目指すことが大きな課題となっています。
- ・このため、令和 2 年（2020 年）3 月に改定した坂井市都市計画マスタープランを踏まえ、今まで以上にコンパクトなまちづくりを進めることで、市民の暮らしやすさを高めることを目的に、立地適正化計画を策定しました。

(1) 計画の位置づけ

- ・坂井市立地適正化計画は、坂井市の最上位計画である「第二次坂井市総合計画」及び福井県が策定する「嶺北北部都市計画区域マスタープラン」に即するとともに、都市計画マスタープランの高度化版との位置づけから、「【改定】坂井市都市計画マスタープラン」に示された将来都市像や都市づくりの目標に準拠しつつ策定します。
- ・また、都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実、公共施設の再編、医療・福祉の充実、空き家対策の推進等のまちづくりに関わる様々な関係施策と連携しながら、コンパクトシティ化を推進するものです。



(2) 立地適正化計画の意義と役割 (国土交通省HPより)

■都市全体を見渡したマスタープラン

- ・立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版です。

■都市計画と公共交通の一体化

- ・居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めます。

■都市計画と民間施設誘導の融合

- ・民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能になります。

### ■市街地空洞化防止のための選択肢

- ・居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能です。

### ■時間軸をもったアクションプラン

- ・計画の達成状況を評価し、状況に合わせて、都市計画や居住誘導区域を不断に見直すなど、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能になります。

### ■まちづくりへの公的不動産の活用

- ・財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景として、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めます。

## (3) 計画の内容

- ・都市再生特別措置法では、次の事項を記載することとされています。

### 【立地適正化計画に必ず定める事項】

- ・立地適正化計画の区域（＝都市計画区域）
- ・立地の適正化に関する基本方針
- ・居住誘導区域の設定と実現化方策
- ・都市機能誘導区域の設定と実現化方策
- ・誘導施設の整備事業等

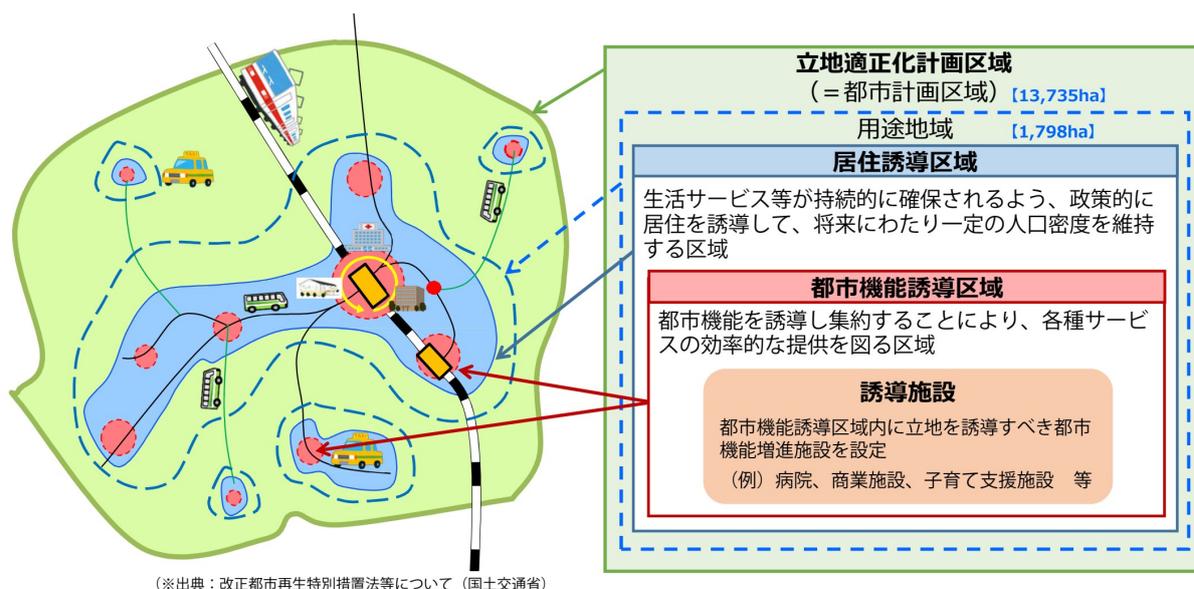


図 立地適正化計画のイメージ

- ・このほか、居住や都市機能を誘導するための施策（実現方策）や達成目標、達成状況の評価方法等を記載します。

## (4) 計画の対象区域

- ・坂井市は、あわら市、永平寺町、福井市の一部とともに、嶺北北部都市計画区域に指定されています。
- ・国の方針では、立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡す観点から、原則として都市計画区域全域とすることを基本としています。
- ・坂井市立地適正化計画区域においても、現に人が居住し、都市・生活サービス施設が立地している地域のほとんどが都市計画区域内であることから、都市計画区域を対象区域とします。

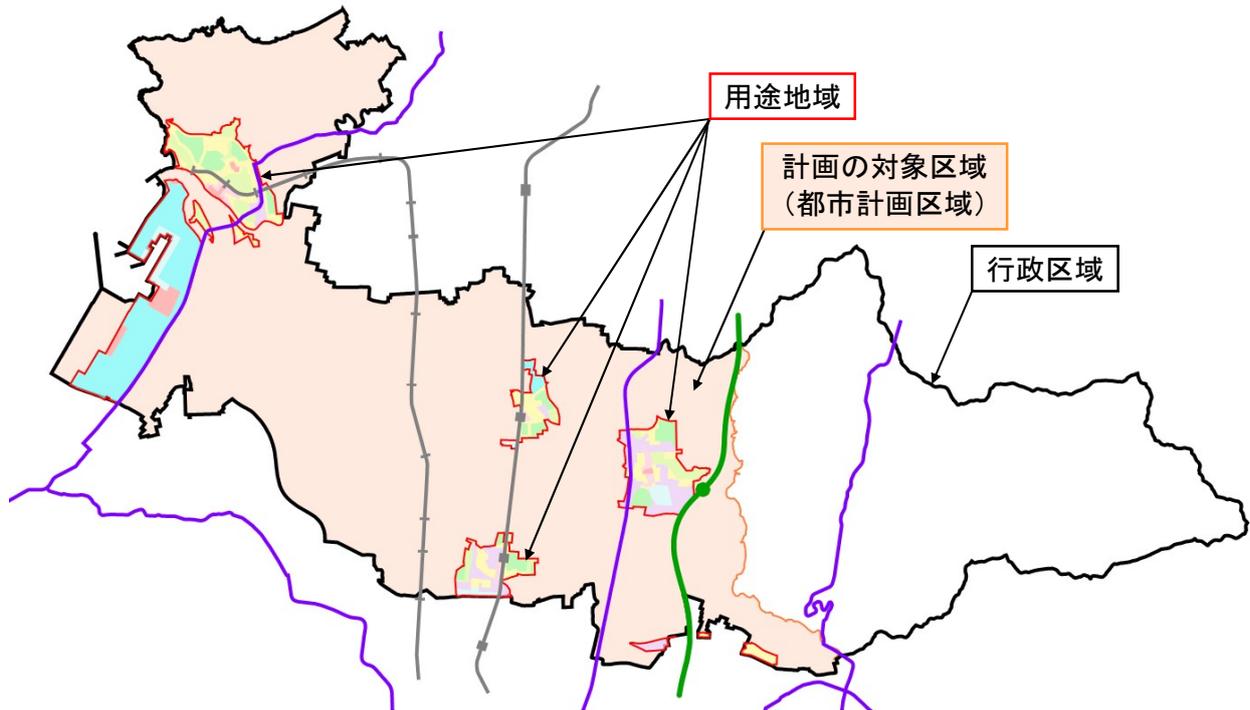


図 計画の対象区域

## (5) 計画の期間

- ・坂井市立地適正化計画は、都市計画マスタープランと同様、都市構造の再構築や居住の誘導など、長期的な視点に立ってあるべき都市の姿を定める計画であり、都市計画運用指針においても「概ね 20 年後の都市の姿を展望することが考えられる」とされていることから、概ね 20 年後の令和 27 年（2045 年）までとします。
- ・また、上位・関連計画の見直しや国勢調査の実施時期等に合わせて、概ね 5 年ごとを目処に計画の達成状況を評価・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

## (6) 坂井市の取り組むSDGsとの関係

- ・平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、坂井市においても目標の達成に向けて積極的に取り組んでいます。
- ・本計画は、SDGs の目指す 17 のゴールのうち「住み続けられるまちづくりを」の観点からSDGs の推進を図るものです。

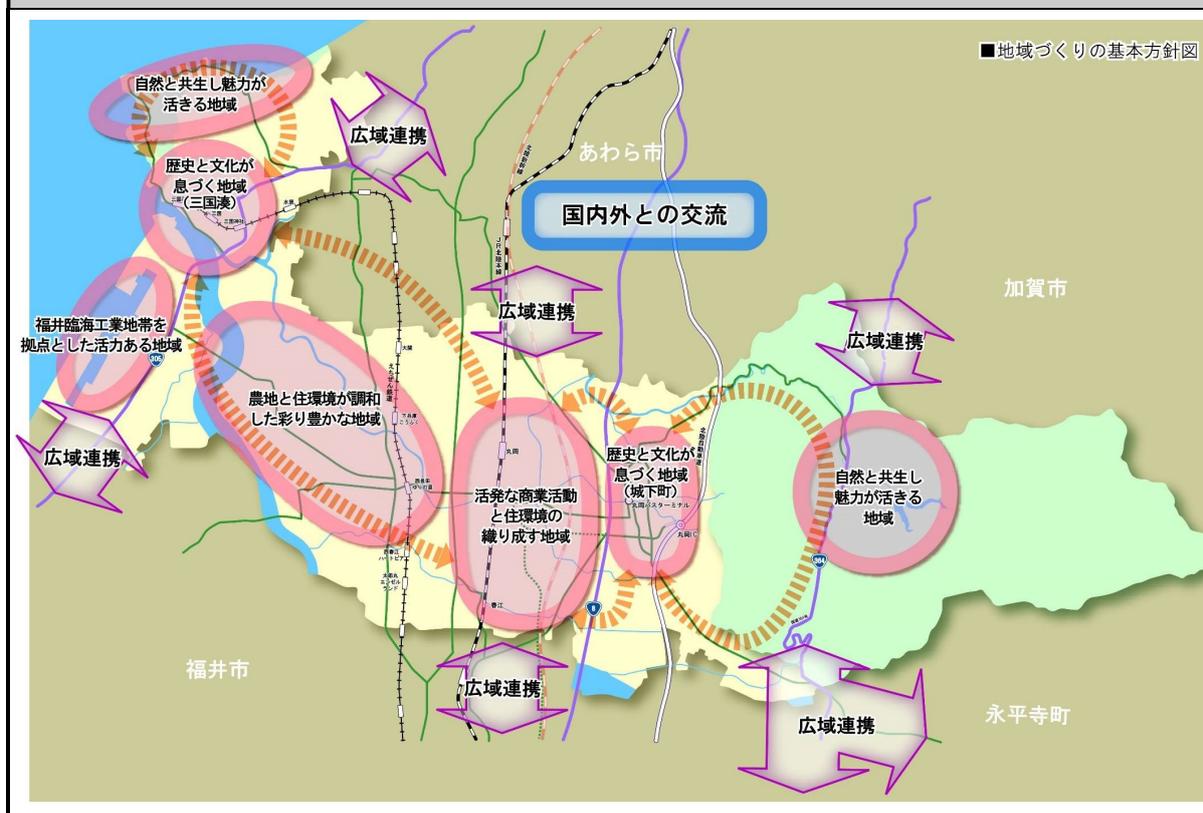
# 第1章 関連する計画や他部局の関係施策等

## 1-1

## 上位計画

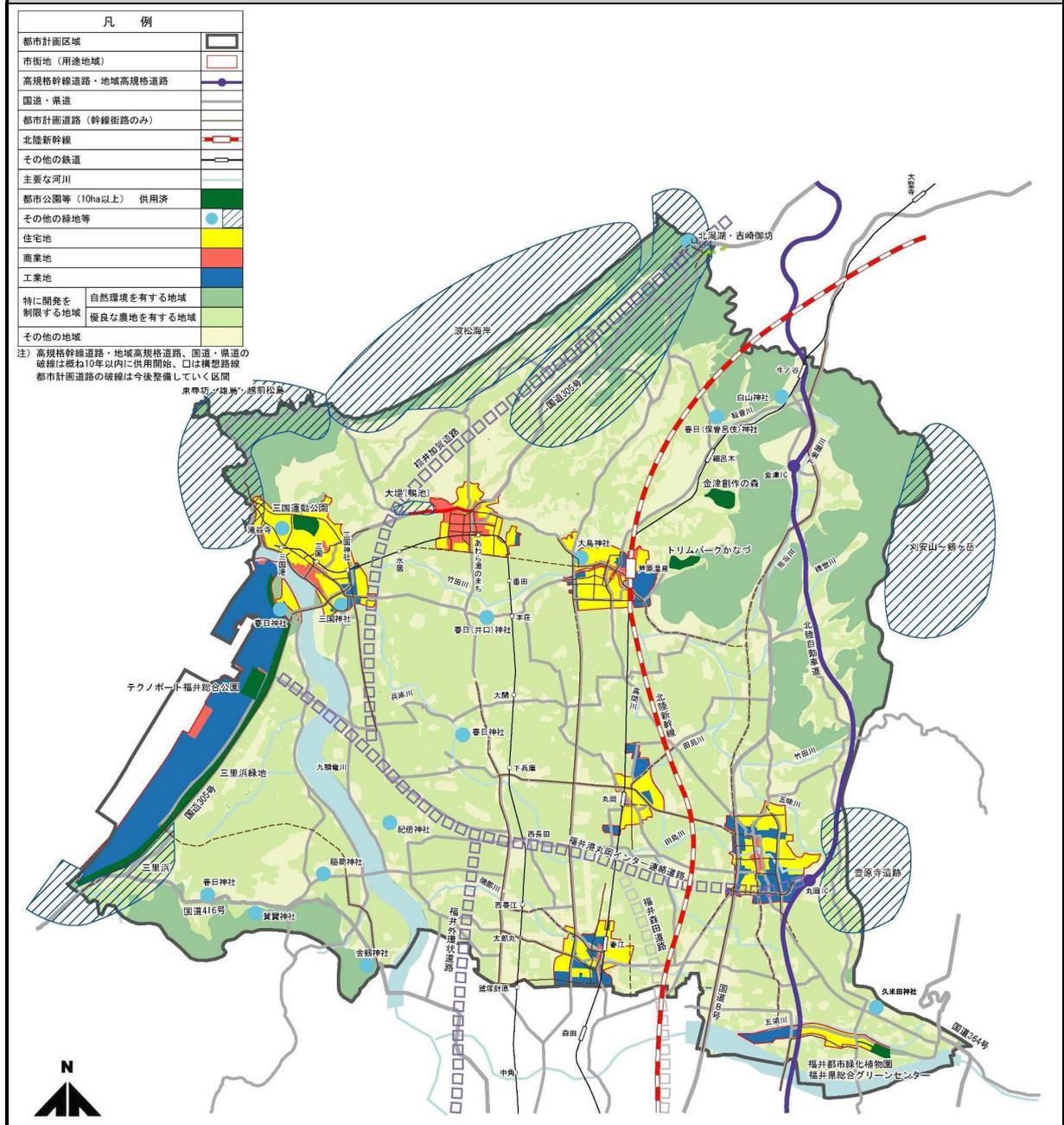
計画名称	第二次坂井市総合計画（令和2年（2020年）3月）
計画期間	令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）
目標人口等（令和12年度（2030年度））	人口：85,353人程度
将来像と施策の大綱	<p>●将来像</p> <p>「輝く未来へ・・・みんなで創る希望のまち」</p> <p>～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～</p> <p>●施策の大綱</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. みんなで未来につなぐまちづくり</li> <li>2. 互いに思いやり支え合うまちづくり</li> <li>3. 学ぶ意欲を支えるまちづくり</li> <li>4. 自然と共生できるまちづくり</li> <li>5. 地域資源を活かし活力に満ちたまちづくり</li> <li>6. 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり</li> </ol>

### 地域づくりの基本方針図



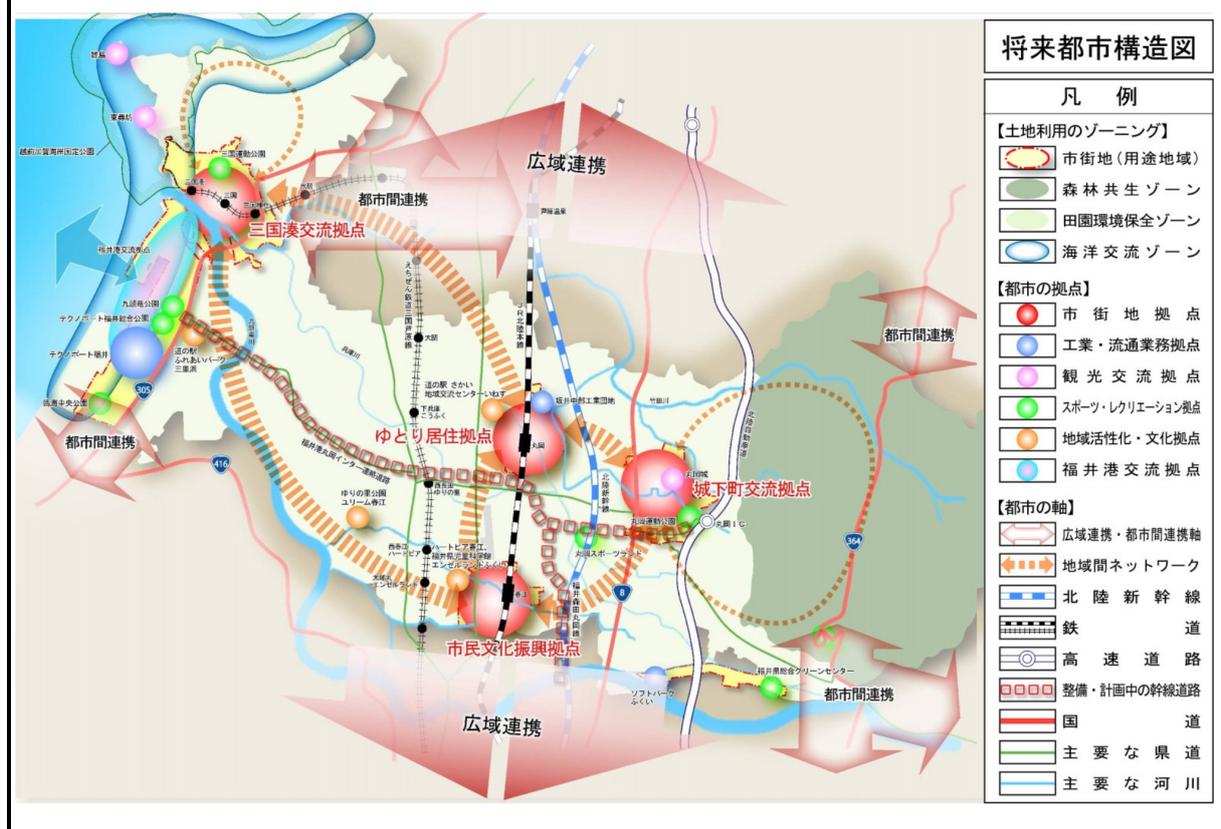
計画名称	嶺北北部の整備、開発および保全の方針（平成26年（2014年）2月）	
計画期間	平成22年（2010年）～令和7年（2025年）	
市街地の規模、人口等	平成22年（2010年）（基準年）	平成32年（2020年）（10年後）
市街地の規模	2,617 ha	2,617 ha 以内
市街地の人口	52,300 人	49,300 人
市街地の世帯数	16,600 世帯	17,100 世帯
都市づくりの基本理念	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 豊かな田園と調和した歴史や文化を結び育む都市づくり</li> <li>2. 持続可能な都市づくり</li> <li>3. 都市間の交流・連携を促進する都市づくり</li> <li>4. 安全・安心に住み続けられる都市づくり</li> </ol>	

整備、開発および保全の方針図



計画名称	【改定】坂井市都市計画マスタープラン（令和2年（2020年）3月）
目標年次	令和12年（2030年）
目標人口 （2030（令和12）年）	人口：85,353人程度
都市づくりの理念	輝く未来へ・・・ みんなで創る希望のまち ～ 子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～
将来都市像	希望につながる多核ネットワーク都市
都市づくりの目標	（1）持続的に発展する多核ネットワーク型の都市づくり （2）安全で安心して快適に暮らせる都市づくり （3）地域の個性・魅力を高め、次代に継承する都市づくり （4）既存ストックを活かした計画的・効率的な都市づくり （5）身近な地域への誇りと愛着を育む都市づくり

将来都市構造図



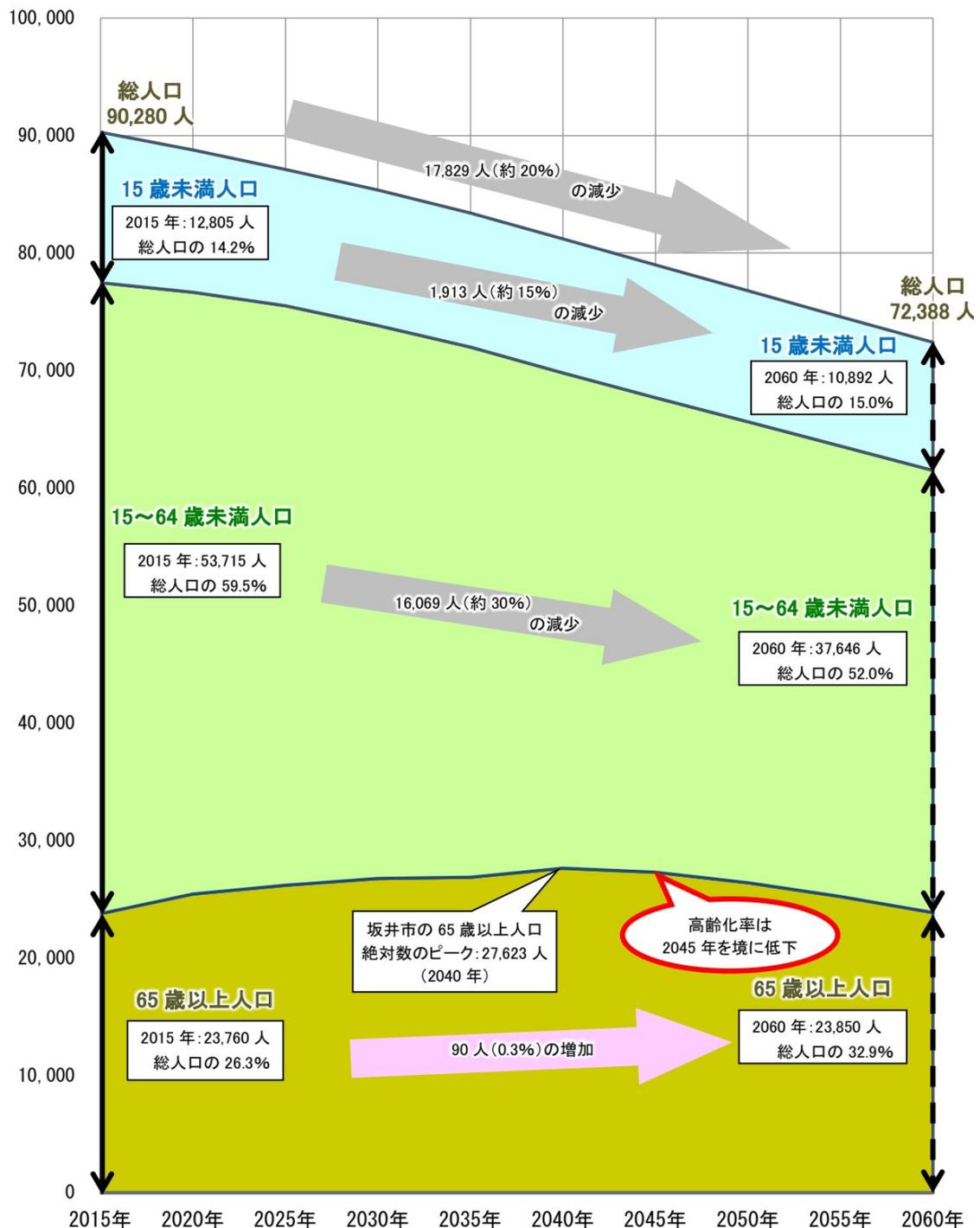
# 1-2

## 関連計画 (都市機能の立地、居住誘導に関連する計画を対象)

計画名称 坂井市人口ビジョン (令和元年度改訂) (令和2年(2020年)3月)

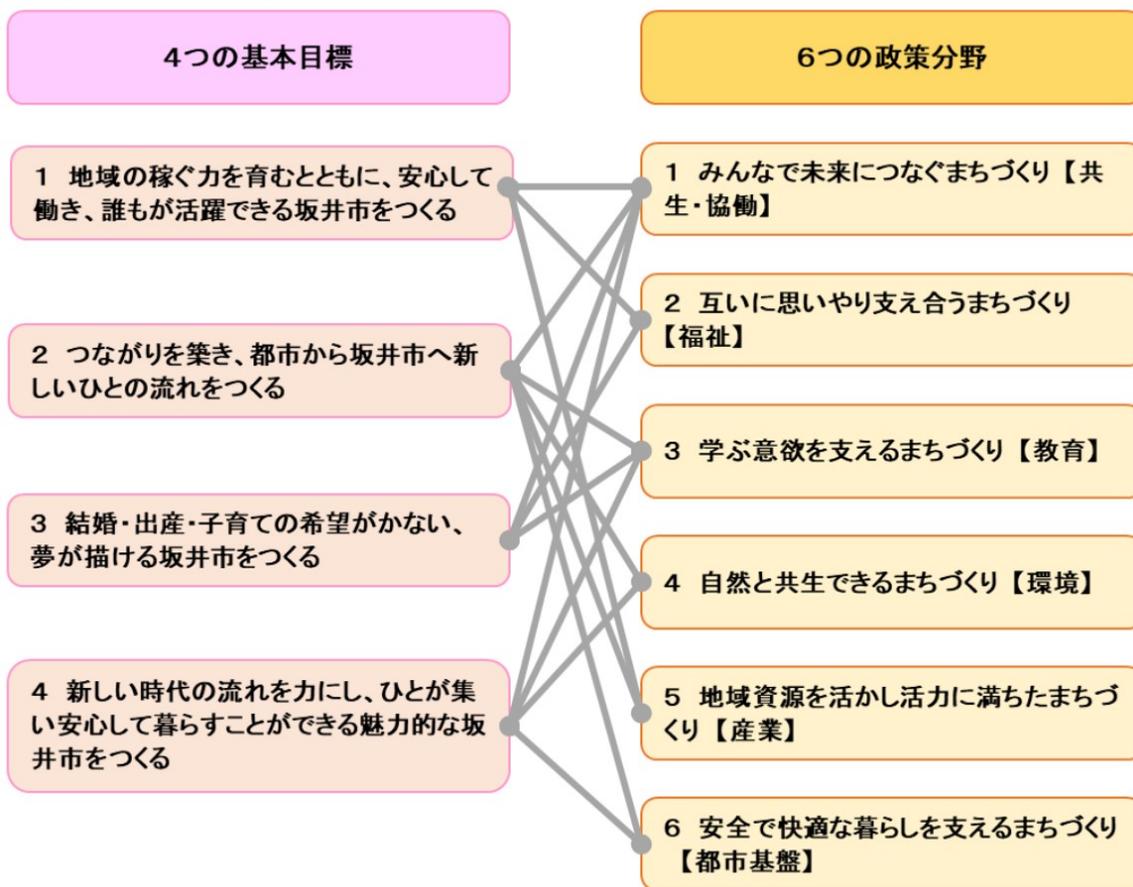
目指すべき将来の人口規模 (政策努力を加味した推計)

- ① 現在の合計特殊出生率 1.57 を 2030 年には 1.8、2060 年には 2.1 まで向上させる。
- ② 積極的な情報発信や産業振興などに取り組むことにより、社会動態に対し年間 100 人の押し上げ効果を発揮させる。



計画名称	第二次坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和2年(2020年)3月)
対象期間	令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

総合戦略の体系



数値目標 (立地適正化計画と特に関連が強い施策を抜粋)

## 第6章 安全で快適な暮らしを支えるまちづくり

数値目標	現状値	目標値
人口集中地区の人口密度	3,934 人/km <sup>2</sup> (平成27年度)	4,000 人/km <sup>2</sup> (令和6年度)

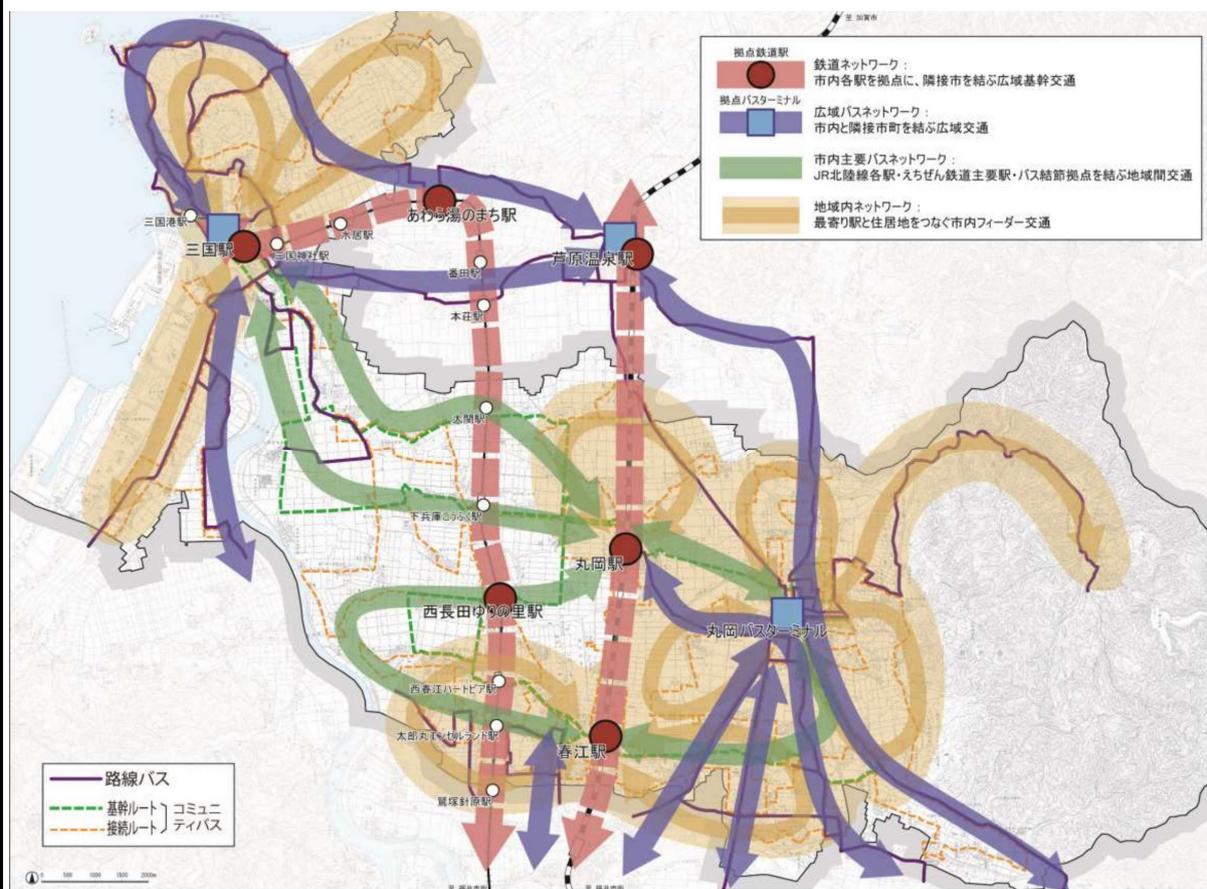
### 6-6 地域公共交通と広域ネットワークの充実

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
えちぜん鉄道乗客数 (1日平均9駅合計)	1,219 人 (平成30年度)	1,300 人 (令和6年度)
コミュニティバス利用者数	90,118 人 (平成30年度)	91,000 人 (令和6年度)

計画名称	えちぜん鉄道交通圏地域公共交通網形成計画（2015（平成27）年9月）		
計画の期間	平成27年度（2015年度）から令和3年度（2021年度）までの7年間		
対象区域	えちぜん鉄道交通圏（福井市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町、大野市）		
目指すべき公共交通の将来像	「車と比べても『選ばれる移動手段』になる」		
目標達成に向けた施策体系			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>目標1 地域の交通として利用しなくなる公共交通の実現</b></p> <p>快適な駅施設の整備、駅やバス停へのアクセス向上、他交通機関との接続向上を進め、「地域の交通として利用しなくなる公共交通」を目指します。具体的には以下のような施策を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— A 利用環境の向上（2施策）</li> <li>— B 駅やバス停へのアクセス向上（10施策）</li> <li>— C 交通機関の乗り継ぎ利便性向上（3施策）</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>目標2 安全・安心に利用できる公共交通の実現</b></p> <p>計画的な鉄道施設への設備投資や維持修繕、路線バスへの運行支援を行い、「安全・安心に利用できる公共交通」を目指します。具体的には以下のような施策を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— D 安心・安全を支える鉄道施設づくり（2施策）</li> <li>— E 信頼できる運行を支える鉄道施設づくり（1施策）</li> <li>— F バス路線の維持（1施策）</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>目標3 車に頼り過ぎないまちづくりや広域観光と連携した公共交通の実現</b></p> <p>主要拠点駅を核としたまちづくり、沿線の観光施設等との連携を進め、「車に頼らないまちづくりや広域観光と連携した公共交通」を目指します。具体的には以下のような施策を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— G 駅を核としたまちづくり（9施策）</li> <li>— H 観光・地域活性化施策との連携（8施策）</li> <li>— I 情報発信の連携・強化（7施策）</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>目標4 住民・行政・事業者が協働で利用促進する公共交通の実現</b></p> <p>行政や事業者だけでなく、利用者も一体となって、公共交通への意識を高め、利用促進につなげるための取組を行う「住民・行政・事業者が協働で利用促進する公共交通」を目指します。具体的には以下のような施策を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— J 乗る運動・利用促進（8施策）</li> <li>— K 地域住民との連携（4施策）</li> </ul> </div>			
計画推進のための指標（立地適正化計画と特に関連が強い施策を抜粋）			
評価項目	数値目標		定義
	現状 (H27.3.31)	将来目標 (H34.3.31)	
公共交通の利用者数	743万人/年	748万人/年	えちぜん鉄道、路線バス、各市町のコミバスの利用者合計
鉄道とバスが接続する主要拠点駅周辺（半径500m圏域）の人口	16,777人/年	16,777人/年	松岡駅、永平寺口駅、勝山駅、田原町駅、あわら湯のまち駅、三国駅の半径500m以内の町丁目の合計人口
鉄道とバスが接続する主要拠点駅周辺（半径100m圏域）の生活利便施設の立地件数	44施設	44施設以上	松岡駅、永平寺口駅、勝山駅、田原町駅、あわら湯のまち駅、三国駅の半径100m以内の生活利便施設の合計

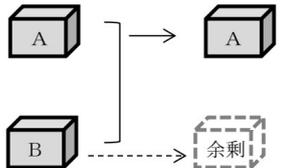
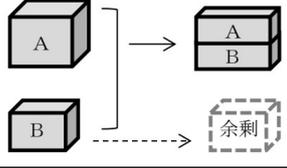
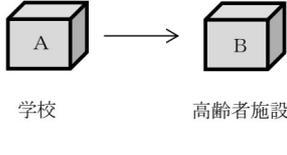
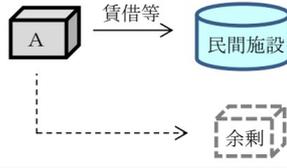
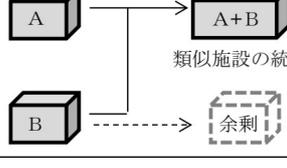
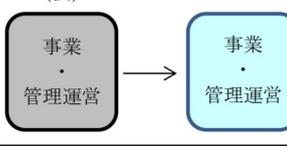
計画名称	坂井市地域公共交通計画（令和3年（2021年）3月）
計画期間	令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度） （社会情勢の変化や法制度の変更に応じて、適宜見直す）
基本的な方針	『みんなで使い、まち・暮らしの質を高める 持続可能な公共交通の実現』
地域公共交通の目標	目標1. 主要駅、バスターミナルを核とした、市内外へのスムーズな移動の実現 目標2. 公共交通の分かりやすさの抜本的改善と使いやすさ、親しみやすさの向上による利用増進 目標3. 周辺市町を含む交通まちづくりと連携した公共交通環境の充実

目指す公共交通ネットワーク



計画の目標値（立地適正化計画と特に関連が強い指標を抜粋）

評価指標	現状値 (R1)	目標値 (R6)	内容
公共交通利用者数 （1日あたり）	3,703.8人	4,000人	利用しやすい公共交通網を整備し、利用者の増加を図る ＜鉄道＞5%増加 ＜コミュニティバス＞30%増加
公共交通への公的資金 投入額	213,825千円	213,825千円	今後、鉄道や路線バスの設備更新等により公的資金投入額の増加が見込まれるが、コミュニティバス収支率の改善等に努め、負担軽減を図り、現状値を維持する

計画名称	坂井市公共施設等総合管理計画（平成 29 年（2017 年）3 月）		
計画期間	平成 29 年（2017 年）～平成 58 年（2046 年）		
公共施設見直しの基本方針	方針 1. 施設利用の効率性の向上 方針 2. 施設の再配置 方針 3. 施設総量の縮減		
総延床面積の縮減目標	総延床面積を 30 年間で 20%縮減（平成 28 年 3 月末比）		
インフラ資産の管理等に関する基本方針	方針 1. 適切な維持管理の推進 方針 2. 長寿命化および維持管理コストの縮減		
施設の再配置等にあたっての縮減方法・イメージ	縮減方法	内容	イメージ
	ア 集約化	同一用途の複数施設をより少ない施設規模や数に集約	
	イ 複合化	施設の稼働状況や需要見通しを踏まえ、余剰・余裕スペースについて、周辺の異なる用途施設と複合	
	ウ 転用	既存の公共施設を改修し、他の施設として利用	
	エ 民間施設の活用	施設規模や設備、運営形態を踏まえ、周辺の民間施設を活用	
	オ 類似機能の統合	政策目的（所管）は異なるものの、実態が似通っている複数の機能について、実態に即して事業そのものや、利用形態を統合	
	カ 実施主体や管理運営主体の変更	施設規模や運営形態などを踏まえ、事業の実施主体や管理運営主体を民間などへ変更、PPP/PFI の導入等	
	キ サービス提供方法の変更	事業そのものやサービスのあり方などを踏まえ、施設を前提としないサービス提供方法へ変更	